

御前崎は子育て家庭を応援しています

御前崎市は、子育て家庭を応援するためにさまざまな制度や事業を展開しています。今回は、その一部を紹介いたします。助成を受けるためには申請が必要です。事業や相談は、照会先に連絡してください。

■妊婦健康診査費助成

県または市の委託医療機関へ妊婦健康診査を受診するときに妊婦健康診査受診票を持参すると、医療機関へ支払う費用の一部が助成されます。

■出産奨励金支給事業

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、第2子以上の子を出産した人に奨励金を支給します。

支給対象者	第2子以上の子を出産した母親で、出産の日まで1年以上本市に居住されており、今後も引き続き居住する人
支給額	第2子 10万円
	第3子以上1人につき30万円(10万円ずつ3年に分割して支給)

■児童扶養手当

母子家庭などで育つお子さんを養育するために支給される手当です。原則としては、養育する母または父が請求者となって申請します。

	全額支給者	一部支給者
児童1人目	月額43,160円	月額43,150円～10,180円の間
児童2人目	+10,190円	+10,180円～5,100円の間
児童3人目	+6,100円	+6,070円～3,060円の間

※2020年度から5・7・9・11・1・3月の11日に2カ月分の支給があります。

■未熟児養育医療等給付事業

医師が入院養育を要すると認めた未熟児に対して乳児の健康管理と健全な育成を図るため、養育に必要な医療などの給付を実施しています。

■こども医療費助成制度

0歳～高校3年生相当年齢までのお子さんが病気やけがで医療機関を受診したときの医療費を助成します。

		自己負担額	本来支払うべき医療費
自己負担額	通院	無料	保険診療の2割または3割
	入院	無料(食事療養費も助成対象)	保険診療の2割または3割
		差額ベッド代などは全額自己負担	

※助成の対象となるのは、いずれも保険診療です。

■ひとり親家庭等医療費助成制度

母子・父子家庭などで20歳未満の子どもを養育していて所得税が課せられていない世帯(扶養義務者などを含む)に対し、病気やけがなどで病院などを受診した場合に保険給付対象となる医療費の自己負担分を全額助成しています。

照 会 こども未来課 ☎0537-1120

■給食費無償化

令和2年4月から、市内の園や小中学校の児童生徒の給食費が無償になりました。市管内の園、小学校、中学校に在籍する、年少から中学3年生までの児童生徒のうち、保護者が市に住民登録し、現に居住している人が対象です。

対象者の給食費は、保護者に代わり市が負担します。

■就学援助費

経済的な事情で児童生徒の就学が困難な場合、お子さんが学校(小・中学校)で楽しく勉強することができるよう、学用品費などを援助します。